

## 国語分科会で今後取り組むべき課題（報告）（素案）

### はじめに

文化審議会国語分科会国語課題小委員会では、今後5～10年ほどを見通しつつ、国語分科会として取り組むべき国語施策における課題について審議してきた。

第21期においては、「国語に関するコミュニケーション上の課題（国語課題小委員会における審議経過の整理）」（令和4年3月8日）を示した。この中では、国語施策の経緯を概観するとともに、日本語を用いたコミュニケーションを難しくする支障が、現在、どのような場合に生じているのかを整理した。その上で、国語分科会で今後取り組むべき課題の候補として、次の各事項を提示した。

- 1 現行の内閣告示に関するもの
  - (1) ローマ字のつづり方に関する整理
  - (2) 外来語の表記に関する検討
  - (3) 常用漢字表の在り方に関する検討
- 2 新たなよりどころ・指針の作成について検討すべきもの
  - (1) 語彙に関する施策の検討
  - (2) 専門用語（外来語を含む）の扱いに関する指針の検討
- 3 提言等を行うことについて検討すべきもの
  - (1) 言葉のふさわしきに関する考え方の整理
  - (2) 情報化社会における言語コミュニケーションの在り方
  - (3) 国際社会における日本語の在り方に関する再整理

今期はこれらを更に整理し、国語分科会で今後具体的に検討すべき課題とその際に留意すべき点について、後述のとおり取りまとめた。以下、

- 1 ローマ字のつづり方に関する整理
- 2 外来語の表記に関する整理
- 3 語彙に関する施策の検討（常用漢字表の在り方に関する整理を含む。）
- 4 用語全般の扱いに関する指針等の検討
- 5 国語に関する社会的問題の把握と整理
- 6 国語に関する社会的問題の解決に向けた提言等の検討

の順に説明する。

なお、1及び2は表記に関する課題、3及び4は語彙に関する課題、5及び6は社会状況への対応として示すものである。

## 国語分科会で今後取り組むべき課題

### 1 ローマ字のつづり方に関する整理

ローマ字のつづり方に関して使用の実態を広く調査し、ローマ字がどのような場面でどのように用いられているのかを把握する。その上で、今後の社会生活での活用に資するため、それぞれのつづり方の特徴や意義などを整理し分かりやすく示すことが考えられる。

#### (1) ローマ字のつづり方に関する経緯

ローマ字によって国語を書き表すことについては、明治期に入ってから識者の間で盛んに議論されるとともに、旧文部省においても検討が行われるようになった。いわゆる日本式とヘボン式のそれぞれを推奨する勢力があったが、昭和5年に設置された臨時ローマ字調査会における検討の結果、昭和12年9月に内閣訓令第3号「国語ノ<sup>ローマ</sup>綴<sup>つづり</sup>方統一ノ件」の公布に至った。ここに示されたつづり方は日本式を基にヘボン式の一部を取り入れたもので、現在もいわゆる訓令式として知られている。

戦後間もない昭和22年、小学校の一部においてローマ字教育が開始され、翌23年には文部省に置かれたローマ字調査会（その後、ローマ字調査審議会を経て国語審議会に統合）で、ローマ字による表記の在り方が改めて検討されることとなった。審議の結果、28年に国語審議会は「ローマ字のつづり方の単一化について」を建議、これを基に翌29年、「ローマ字のつづり方」が内閣告示・内閣訓令として実施され現在に至っている。

「ローマ字のつづり方」は、第1表にいわゆる訓令式の表記体系を、第2表にいわゆるヘボン式と日本式のつづり方を示すものである。「一般に国語を書き表す際には第1表に掲げたつづり方による」とされ、第2表は「にわかに改めがたい事情にある場合に限り」用いるとしている。

#### (2) ローマ字使用の現状

明治から昭和20年代までのローマ字つづりに関する議論は、日本語の表記において、漢字仮名交じりの代わりにローマ字を用いる場合を想定したものであった。したがって、現行の「ローマ字のつづり方」は、本来母語としての国語を日常的に書き表すためのよりどころであると言える。しかし現在、国語をローマ字で書き表す習慣が定着しているとは言い難い。文化庁が実施した「国語に関する世論調査」（令和3年度）では「メールや手紙、メモ、お知らせなどを主にローマ字による日本語で書く」と回答した人は全体の4.0%に当たるという結果であった。

一方、人名、地名、駅名、店名等を漢字や仮名と併せて又は単独でローマ字により表示することは、社会生活において広く定着している。ただし、その際に用いられているのは、第2表に示されるいわゆるヘボン式であることが多い。また、いわゆるヘボン式といってもそのつづり方には多様な考え方があり、内閣告示とは異なるつづり方も見られる。

#### (3) 学校教育との関係

ローマ字のつづり方について検討するに当たっては、学校教育におけるローマ字の扱いについて留意する必要がある。戦後すぐに始まったローマ字教育は、昭和33年から必修となり現在に至っている。

現在、小学校の教育課程においては、第3学年の国語科で「日常使われている簡単な単語につ

いて、ローマ字で表記されたものを読み、ローマ字で書くこと」を学習するとされている。小学校学習指導要領解説国語編は「ローマ字の表記に当たっては、「ローマ字のつづり方」（昭和 29 年内閣告示）を踏まえることとなる。ここで、「一般に国語を書き表す際には第 1 表に掲げたつづり方によるものと」し、「従来の慣例をにわかに改めがたい事情にある場合に限り、第 2 表に掲げたつづり方によっても差し支えない」とされている」と説明しており、国語科においては、主に第 1 表のいわゆる訓令式が学習されてきた。

また、児童それぞれが情報機器を使用できる環境が整い、ローマ字入力を行う機会も生じている。国語科でのローマ字の指導に当たっては、「コンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得し、児童が情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮することとの関連が図られるようにすること」とされている。

さらに、小学校には外国語活動及び外国語が導入されている。ローマ字のつづり方について、小学校学習指導要領解説外国語活動・外国語編では、「高学年の外国語科においては、国際的な共通語として英語を使用する観点から、できるだけ日本語の原音に近い音を英語を使用する人々に再現してもらうために、第 2 表に掲げた綴り方のうち、いわゆる「ヘボン式ローマ字」で表記することを指導する」とされている。教科書によっては、内閣告示には示されていない考え方（長音記号を用いない書き方、b、m、p の前の「ン」に「m」を用いる書き方、等）を含んだローマ字つづりを用いることとしている場合もある。

このように、小学校においては、かつてのローマ字学習以外にも、いわゆるアルファベット文字を学び活用する機会が生じている。国語施策の観点から、学校教育の基盤となっている現行の内閣告示を点検し、それぞれのローマ字のつづり方における目的、意義、使い分け等について、改めて整理することが望ましい。

#### （４）検討上の留意点

検討に当たっては、社会生活におけるローマ字使用の実態について広く調査することが不可欠である。その際、いわゆるヘボン式のつづり方が広く用いられていること、また、それらには内閣告示とは異なるつづり方が含まれることも予想される。これらのつづり方のうちには、既に各分野においてルール化されたり慣用となったりして定着しているものがある。現状を的確に把握し、検討に当たっては無用の混乱を引き起こすことのないようにすべきである。

一方、訓令式のつづりはふだんの生活で目にすることが少ないとはいえ、規則性が高く、日本語の五十音の体系を学ぶ上で有用であるとされる。また、情報機器におけるローマ字入力における効率的な方法にも近いといった利点がある。一般に表立って用いられることが少ないとしても、潜在的に、また、心内で活用されている面があることについて踏まえておく必要がある。

## ２ 外来語の表記に関する整理

「外来語の表記」（平成 3 年内閣告示第 2 号）の実施から 30 年以上が経過した。その後も外来語は、増加の一途をたどっており、外来語の表記に関する現状にも変化が生じている可能性がある。調査によって現状を把握し、実態を整理することが必要である。また、手当てが必要な状況にあることが明らかになった場合には、見直しを行うことが考えられる。

### (1) 外来語の表記に関する施策の経緯

外来語の表記に関する考え方が示されたのは、昭和29年に当時の国語審議会が「外来語の表記」を表記部会報告として示したのが最初である。ここでいう「外来語」とは、主として欧米語から国語に取り入れた言葉であった。同報告は、外来語はその範囲の認定の点からも、また、その書き表し方の上からも、種々の問題を含み整理統一することは容易ではないとしながら、表記における19の原則を示した。この報告は内閣告示などの措置には進まなかったが、その後長く、公用文、新聞、雑誌、放送などによって参考とされることとなった。

昭和29年の報告が次第に実状と合わなくなったため、国語審議会は、平成3年に「外来語の表記」を答申し、これが内閣告示として実施された。ここでは、在来の国語の音のほかに、(1)言い分け聞き分けの上で余り無理がなく、外来音として国語の中に入っていると考えられるものに対応する仮名、(2)言い分け聞き分けの上では十分安定していないが、外来音としてある程度国語の中に入っていると考えられるものに対応する仮名を取り上げている。昭和29年の報告がなるべく用いないとしていた「シェ、ジェ」「ティ、ディ」「ファ、フィ、フェ、フォ」を「国語化の程度の高い語」を書き表すための仮名として第1表に位置付けたほか、「国語化の程度がそれほど高くない語、ある程度外国語に近く書き表す必要のある語」に用いる仮名として示した第2表に、新たな仮名として「イエ」「クィ」「クェ」「クォ」「ツイ」「トゥ、ドゥ」「テュ」「フュ」「ヴュ」を加えている。一方、「現実には、様々な状況に応じて、これら以外の音を仮名で書き表すことが必要になる場合もあるが、それについては取決めを行わず、自由とする」とした。

### (2) 外来語の表記をめぐる現状

平成3年以降も外来語は増加の一途をたどっており、更に増えていくことが予想される。特に、各分野において最新の概念や事物を表すために取り入れられる用語は、多くの場合外国語に基づいている。それらの導入によって、国語の中に現行の「外来語の表記」が取り上げていないような新たな音が入ってきているかどうかを把握し、それを表すための新たな仮名を位置付けるべきかどうかを検証することが望ましい。

また、これまでの「外来語の表記」は原則として欧米語を対象としてきたが、欧米以外に由来する固有名詞、人名、地名などに触れることも多くなっている。かつてはなじみの薄かった外国語の音が日本語に入ってきたときに、どのように日本語の仮名で書き表すかという基準について、現行の「外来語の表記」によるだけで十分であるのか、新たな対応が必要となっているのかという問題についても検討の余地がある。

加えて、外来語の表記の揺れ(例：パーティーション／パーティション)とそれに伴う微妙な使い分け(例：プラットホーム(鉄道)／プラットフォーム(IT用語))などが、特に外国語として日本語を学ぶ人にとって分かりにくいものとなっているとの指摘もある。コミュニケーションの支障を取り除くという観点から、表記の揺れについて対応すべきであるかについても検討が求められる。

### (3) 検討上の留意点

外来語の表記に関する整理に当たっては、まず、現状を広く調査することが必要である。実態調査の結果、外国語由来の新しい音が入ってきていることが明らかになった場合には、それを取り上げ、新たな仮名として位置付けるべきかを検討する必要がある。その際、「外来語の

表記」は「特別な音の書き表し方については、取決めを行わず、自由とする」こととしており、新たに取り上げるべき音かどうかについては、慎重に判断する必要がある。

また、表記の揺れについては「語形にゆれのあるものについて、その語形をどちらかに決めようとはしていない」、「語形やその書き表し方については、慣用が定まっているものはそれによる。分野によって異なる慣用が定まっている場合には、それぞれの慣用によって差し支えない」としているとおおり、従来の施策は外来語のそれぞれについて一定の書き表し方の目安を定めようとするものではない。各外来語の表記について一定の基準を示したり、語の表記に関するリストを作成したりすることについては、その意義について十分に検討すべきである。

### 3 語彙に関する施策の検討（常用漢字表の在り方の検討を含む。）

日本語によるコミュニケーションに必要となる基本的な語彙に関しての考え方を整理することや具体的なリストの作成を検討することなどが考えられる。その際には、将来の常用漢字表改定を視野に、漢字使用の実態を語の単位で捉え直すなどによって、漢字表の在り方とともに検討することが望ましい。

#### （1）常用漢字表の在り方

常用漢字表が改定されてから10年余が経過した。平成22年の改定では、196字が追加され、5字が削除された。常用漢字表の基となった「改定常用漢字表」（文化審議会答申）は「漢字表に掲げるすべての漢字を手書きできる必要はなく、また、それを求めるものでもない」としている。実際、答申は追加字種の選定の観点として、「漢字仮名交じり文の「読み取りの効率性」を高める」を示しており、「読む」ことに重点を置いて採用された漢字が含まれていることを示唆している。また、採用された漢字のうちには、語例欄に1語だけが示され、実質的に語として採用されていると見られるものもある。これらは、情報機器によって漢字が用いられる時代になったことを前提に検討されたものであった。しかし、常用漢字については、引き続き手で書くことを求められる場合もあり、学習者の負担となっているという指摘もある。

こうした点について調査し、常用漢字表の語例欄を精査した上で、将来の漢字表の在り方について検討することが考えられる。例えば、手で書けるようになるべき漢字／情報機器で適切に選択し活用できればよい漢字といった分類を行うこと、また、常用漢字表の中に、使用頻度が高く多くの語の構成要素となる基礎的な漢字の集合を更に定めることなどについて検討することが考えられる。こうした工夫は、学校教育での漢字習得や日本語を母語としない人々が日本語を学ぶ際にも役立つ可能性がある。

また、常用漢字で書けるが、一般に仮名表記の方が定着していると考えられるもの（例：うっとうしい（鬱陶しい）、ひきこもり（引き籠もり））や、多くの人にとって身近な漢字、読める漢字であっても、常用漢字表にないもの（音訓も含む。）がある。それらをどのように扱うべきかを含め、単漢字の集合としてではなく、語をどのように表記するのかという観点から、常用漢字表を見直すことが考えられる。

検討に当たっては、常用漢字表が果たしている役割を改めて確認するためにも、社会における使用状況を把握するとともに、児童生徒を含む使用者の理解度や定着度を調査することが望ま

しい。

## (2) 基本的な語彙に関する考え方の整理

常用漢字表を単漢字の集合としてではなく、語をどのように表記するのかという観点から見直そうとした場合、日本語によるコミュニケーションに必要な基本的な語彙に関しての考え方や具体的なリストを示すことについての検討につながると考えられる。

これまで国語施策は、語彙について直接的に扱ってきてはいない。しかし、現行の常用漢字表も語彙に関する情報を多分に含んでいる。本表には、字種・音訓ごとに語例が挙がっており、それぞれの常用漢字についてどのような語を挙げるかという観点から、語彙的な分析がなされていると言える。付表に示された熟字訓も、語として示されているものである。この点に関連して言えば、常用漢字は単漢字の出現頻度だけを基に選定されるものではない。字種や音訓の選定に当たっては、調査対象の漢字を含む文字列の頻度を計数する「出現文字列頻度数調査」を実施し、それぞれの漢字がどのような語や文脈において用いられているかについて踏まえている。

また、近年の国語分科会による報告、「分かり合うための言語コミュニケーション」「新しい「公用文作成の要領」に向けて」では、国立国語研究所の言い換え提案に言及する形で、語彙の運用についての考え方を示している。加えて、国語分科会が令和3年3月に取りまとめた「「障害」の表記に関する国語分科会の考え方」においても、重要な合意点として、漢字表記については単漢字の問題としてだけでなく、用語の問題として検討すべきであるという認識が共有されている。国語施策として語彙の問題を扱うための下地が、少しずつ作られてきた面がある。

学校における国語教育においても、語彙の質と量を高めることの重要性が改めてうたわれている。常用漢字表の語彙版のような網羅的な語彙表が作成された場合、学校教育や、日本語を母語としない人々への日本語教育などにおいても活用できる可能性がある。

## (3) 検討上の留意点

語彙に関する検討を行うとなれば、その調査・分析の対象は非常に大きくなる。また、必要とされる語彙も、例えば年代、生活様式、分野ごとに大きく異なり、かつ時間の経過とともに変化が大きいことなども指摘できる。どのような範囲であれば現実的に検討が可能であるのか、審議の可否も含め、慎重に見極める必要がある。

## 4 用語全般の扱いに関する指針等の検討

国語施策の観点から、用語全般の扱いに関する課題について整理した上で、指針等の作成について検討することが考えられる。

### (1) 専門用語をめぐるコミュニケーション

インターネットを中心とした情報交換が主となった現在において、かつては専門家同士で使われていた用語が、そのまま一般の人々に向けても使用される場合が増えている。専門家と非専門家の境界が実感されにくくなり、一般の人々に向けての情報発信という意識がないまま、専門用語がそのまま用いられているおそれがある。また、これら専門用語のうちには外来語が多く含まれる傾向もある。

こうした状況を踏まえ、今後、各分野において、専門用語に関するコミュニケーションのため

の方策が検討されることが期待される。一般向けに示される情報において、言い換えや説明を付けるなどの配慮をどのように行うかについて、参考とするための基本的な考え方や手順等を、国語施策の観点から示すことが考えられる。

検討に当たっては、医療、エネルギー、環境、防災、法律など、国民生活にとって特に必要性の高い分野を取り上げ、それぞれの専門家を交えて議論することが望ましい。例えば、ある分野における既存の専門用語集を用いて、一般向けにも使うことのできる語と、一般向けには使わないことが望ましい語に分類する際の目安となる考え方を整理し、ほかの分野にも応用可能な形で提示するといったことが考えられる。

## (2) 緊急時における用語の在り方

大規模な自然災害の発生や感染症の広がりなど、非常事態の初期段階における用語の扱いについて検討することが考えられる。このような場合には一般になじみのない用語が用いられることが多い。状況の緊急性のために、他の言葉への言い換えなどの検討が十分に行えないまま、国民に対する重要な情報の伝達に専門用語や外来語をそのまま使わざるを得ないような場合である。

なじみのない用語は、緊急時のコミュニケーションを阻む要因となりかねない。迅速な対応が求められる状況の下、十分な時間の取れない中で、一般に向けてどのような言葉を選びどのように周知していくのかという観点からの検討を行うことが考えられる。

## (3) よりふさわしい名称・用語の在り方

既に社会において定着している言葉・用語を再検討するに当たって、また、病気や災害、それらに関連するもの等の名称を定めるに当たっての考え方や方針を、様々な分野に応用可能な形で整理することが考えられる。具体的な用語の検討を行う際には、主要な関係者の合意を得つつ、実際に影響を及ぼすような検討の仕方が必要である。

このような取組の代表的なものとして、平成16年以降に実施された「認知症」という用語への言い換えが挙げられる。「認知症」への言い換えが成功した要因として、最前線の研究者を中心として、官公庁、医療・福祉関係者などが議論に参加するとともに、検討の結果を速やかに法律や施策に反映させる体制が準備されていたことが指摘できる。

## (4) 検討上の留意点

用語について検討する際には、提案が実際に活用されるように進めることが重要である。国語施策という観点から検討する以上、一定の方面にのみ資する議論にとどめるわけにはいかないが、具体的な分野における専門家と連携し協力を得ながら審議を進めることが望まれる。

また、検討に当たっては、国立国語研究所による「「病院の言葉」を分かりやすくする提案」（平成21年3月）や「「外来語」言い換え提案」（平成18年6月）などの先行する取組を参考にし、より有効な方法を追求すべきである。

## 5 国語に関する社会的問題の把握と整理

国語に関する現代的な社会問題が生じていないかを改めて点検し、国語に関する世論調査等によって人々の意識や社会状況を把握した上で、現状を整理しておくことが考えられる。
---

## (1) 国語をめぐるコミュニケーション上の課題

令和4年3月に文化審議会国語分科会が「国語課題小委員会における審議経過の整理」として示した「国語に関するコミュニケーション上の課題」の「Ⅱ 国語をめぐるコミュニケーション上の課題について」では、日本語によるコミュニケーション上の支障につながる問題を次の6項目に分類し整理している。

- ・ 「国際化」によって生じている課題
- ・ 「情報化」によって生じている課題
- ・ 社会の「多様化」によって生じている課題
- ・ 社会の「専門化・細分化」によって生じている課題
- ・ 教育との関係において生じている課題
- ・ 言葉のふさわしさにに関する課題

これら6項目には、複数に横断的に関わる形で、既に示した「1 ローマ字のつづり方に関する整理」「2 外来語の表記に関する整理」「3 語彙に関する施策の検討（常用漢字表の在り方の検討を含む。）」「4 用語全般の扱いに関する指針等の検討」が含まれている。これらは、「表記」と「語彙」に関する課題であるが、それ以外に国語に関する現代的な社会問題として、更に検討することが望ましいものを改めて選定し、国語に関する世論調査等を活用して人々の意識や社会状況を把握し、現状を整理しておくことが考えられる。

## (2) 国語に関する現代的な社会問題の例

上述の国語課題小委員会における審議経過の整理においては、表記と語彙に関する課題のほか、今後国語分科会で「提言等を行うことについて検討すべきもの」として、次の3点を挙げている。

- (1) 言葉のふさわしさにに関する考え方の整理
- (2) 情報化社会における言語コミュニケーションの在り方
- (3) 国際社会における日本語の在り方に関する再整理

「(1) 言葉のふさわしさにに関する考え方の整理」については、コミュニケーションにおける言葉の「ふさわしさ」という観点に立ち、言葉による暴力、ヘイトスピーチ、差別的な言葉の発信などの問題を対象とする。言葉が社会的な分断の要因となるような事態が生じていないか、その実態を把握し、整理することが考えられる。

「(2) 情報化社会における言語コミュニケーションの在り方」については、情報化社会がもたらした新しい言語コミュニケーション様式によって生じている問題を対象とする。例えばSNSなどの普及による書き言葉の在り方の変化、オンライン会議が広がったことなどによる話し言葉への影響、人工知能(AI)や機械翻訳等による日本語への影響等について、その実態を把握し、整理することが考えられる。

「(3) 国際社会における日本語の在り方に関する再整理」については、外国語によるコミュニケーションがより重視されるようになった状況にあって、国際的に通用する言語としての日本語をどのように普及し、より確かなものとしていくかといった課題を対象とする。平成12年に当時の国語審議会が答申した「国際社会に対応する日本語の在り方」を参考にするなどしながら

ら、日本語の国際化の状況について整理すること、また、固有の文化としての国語の豊かさや美しさを将来にわたって保証するという観点から、国語施策の在り方を整理することも考えられる。

これら（１）～（３）のほか、今後の社会状況を観察しながら、国語施策の観点から実態の把握に努めるべき課題を見極めていくこととなる。

## 6 国語に関する社会的問題の解決に向けた提言等の検討

国語に関する現代的な社会問題の把握と整理を踏まえ、その解決に向けて、何らかの提言を行うことができるか検討することが考えられる。

### （１）国語をめぐる社会的問題の解決に向けた提言

５で示した国語に関する現代的な社会問題の把握と整理を踏まえ、それらの解決に寄与するような提言を行うことについて検討することが考えられる。その際には、「国語の改善及びその普及」という文化審議会国語分科会の設置目的のとおり、言葉による社会のつながりを強め、日本語を用いるコミュニケーションをより円滑なものとするという観点に立脚した議論が必要となる。

### （２）これまでの提言的な施策

国語施策は、主に表記に関する目安・よりどころ、公用文の書き表し方や敬語・敬意表現の使い方に関する考え方などを示してきた。それらとともに、かつての国語審議会や文化審議会国語分科会は、以下に例示するように、社会的状況等に関する提言的な意味合いを持つ答申や報告を残してきており、今後の審議においても参考にできる。

「現代の国語をめぐる諸問題について」（平成 5 年 国語審議会報告）

「国際社会に対応する日本語の在り方」（平成 12 年 国語審議会答申）

「これからの時代に求められる国語力について」（平成 16 年 文化審議会答申）

「分かり合うための言語コミュニケーション」（平成 30 年 文化審議会国語分科会報告）